

# 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせです。

※この内容は9月末時点の情報です。

## ○ワクチン接種には接種券が必要です

12歳以上の全ての方に接種券を発送しています。接種券がお手元に届いていない方、接種券を紛失された方は市のコールセンターにお問い合わせください。(現在11歳の方は、12歳の誕生日を迎えた後、順次接種券を発送します。)

予約方法については、接種券に同封している案内チラシまたは市のホームページ(ワクチン特設サイト)をご確認ください。



接種券のイメージ図

## ○ワクチン接種についてのお願い

- ワクチンの廃棄が生じるおそれがあるため、体調不良などやむをえない理由によるものを除き、接種当日のキャンセルは極力お控えください。
- ワクチンは本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。職場や周りの方などに接種を強要したり、接種を受けていない方に対する差別的な扱いをしたりすることがないようにお願いします。

## ○新型コロナウイルスワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)の申請受付

海外渡航の予定があり、接種証明が必要な方を対象に、新型コロナウイルスワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)を交付します。

現在は紙の証明書を交付していますが、今後、スマホアプリを利用した接種証明書のデジタル化が予定されています。

詳しくは市のホームページをご確認ください。



### 必要書類

- ①接種証明書交付申請書  
※市のホームページからダウンロードできます。  
また、健康増進課の窓口で配布しています。
- ②旅券(パスポート)の写し(顔写真のページ)
- ③本人確認書類の写し  
(運転免許証、健康保険証等)
- ④接種済証または接種記録書の写し
- ⑤返信用封筒(宛名記入、切手貼付)  
※窓口交付を希望の場合、返信用封筒は不要

手数料 無料

申請方法 必要書類を郵送または持参してください。

- ①郵送申請：〒693-8530 出雲市今市町70  
出雲市新型コロナウイルスワクチン接種  
実施本部 宛
- ②窓口申請：市役所本庁1階 健康増進課窓口へ持参

交付

申請書を受理してから1週間程度で発送・交付します。

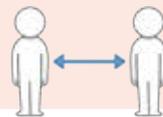
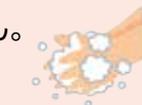
## ワクチン接種後もマスクの着用など感染拡大防止にご協力をお願いします。



2回目の接種後でも感染を予防する効果は100%ではありません。  
強い感染力を有する【変異株】に対応するため、

- ① マスク着用
- ② 手洗い・消毒
- ③ 「3密」の回避

の基本的な感染症対策の徹底をお願いします。



出雲市新型コロナ  
ワクチン接種  
特設サイト  
<https://izumocorona.vaccine.com>



LINE 出雲市公式LINE

ワクチン接種の最新情報をタイムリーにお届けします。  
友だち登録はこちらの  
二次元バーコードから▶



おたずね・予約・接種券再発行など  
出雲市新型コロナウイルス  
ワクチン接種コールセンター  
☎ 21-6613  
月~金(祝日を除く)9:00~18:00

# 住宅用火災警報器を設置しましょう

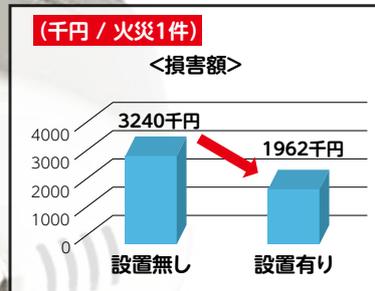
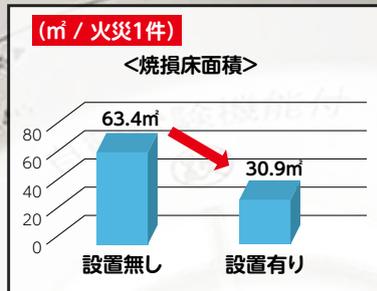
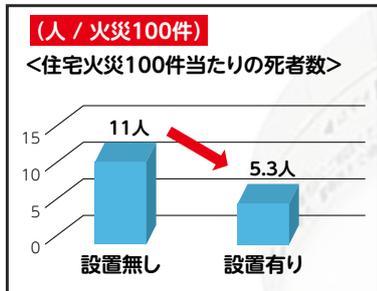
～ご家庭の住宅防火対策は万全ですか～

有効性

住宅用火災警報器の設置により

死者数と焼損床面積は半減し、損害額は約4割減少しています。

※資料提供 総務省消防庁ホームページより



設置場所

条例で、設置義務が定められています。未設置の場合は、設置してください。

義務…寝室、寝室がある階の階段上部(1階の階段は除く。)

推奨…居間・台所

維持管理

次の時期を目安に、点検・交換を行い、火災が感知できるように維持しましょう。

①半年に一度、作動確認 ②10年で交換(電子部品の寿命や電池切れのため)



これからの季節は、暖房機器を使用する機会が増えます。

この火災予防運動を機会に、ご家庭の住宅防火対策を見直してみましょう。

実施期間

11月9日～11月15日

令和3年秋季全国火災予防運動

おたずね / 出雲市消防本部 予防課 ☎21-6922

## ～11月5日は津波防災の日～

地震後の津波により多くの人命が失われた東日本大震災から10年が経過しました。東日本大震災を教訓に、政府は平成23年(2011)6月に「津波対策の推進に関する法律」を制定し、その中で11月5日を「津波防災の日」と決めました。

津波が発生する原因となる地震はいつ起こるか分かりません。また、発生した津波は私たちが思っているよりもずっと速く迫ってきます。揺れを感じたり、「大津波警報」「津波警報」が発表された場合に命を守るよう、日頃から防災意識を持ち、もしもの時に備えましょう。

### ○津波災害に備えるポイント

- ・家族と相談し、あらかじめ逃げる場所を決めておくこと。
- ・「遠く」よりも、安全な「高い」場所へ逃げること。
- ・海岸近くで地震の揺れを感じたら、すぐに安全な場所へ逃げること。
- ・地震が収まっても、津波警報・注意報が解除されるまでは海辺に近づかないこと。



市ホームページでは、「防災ハザードマップ」とともに、津波が発生した場合の浸水被害を想定した「津波ハザードマップ」を公開し、沿岸地域には昨年度、配布しています。この機会に、津波災害に対する理解を深めましょう。

おたずね / 防災安全課 ☎21-6606